第1977回定例研究会報告要旨(3月15日)

フランス農業基本法の見直し

伊藤 正人

フランスで農業基本法の見直しが進められている。1960年に制定された最初の基本法以降3度目の大きな見直しである。

今回の見直しは,第1に2003年6月に合意されたEU共通農業政策改革,WTO交渉の進展等により共通農業政策の市場調整機能が弱まり,農業者がこれまで以上に国際競争に直面することから,農業経営体の競争力を強化する必要があること,第2に農業に対する社会の期待が大きく変化していることから,この変化に対応して農業政策を構築し直す必要があることから行われると説明されている。

昨年9月に設置された基本政策検討委員会(CNO)は、全国各地での議論を経て、昨年12月末に農業大臣に答申を提出した。この答申に示された見直しの方向、主要な論点は次の通りである。

まず,60年基本法では食用農産物の「量」 を確保することが農業の主たる役割と考えら れていたが,新しい基本法の下では,食用農 産物および非食用農産物の生産,環境役務お よび国土役務の供給の4つを農業の役割とし, この4つの役割に答えるよう政策を構築し直 すとしている。第2に,60年基本法は「成人 2人による家族経営」を模範型とし、この育 成・支援のために広範な施策を講じ,規模拡 大と構造改革が大きく進展した。その後、経 営形態・農家の収入源の多様化,農業の役割 の拡大等農業経営体を巡る情勢が大きく変化 し,上述の単一のモデルに基づく政策体系を 見直す時期に至ったとした。第3に,共通農 業政策改革等に伴い他の経済分野と共通の競 争ルールに服する度合が増大していることか ら、他の経済分野と共通の政策を再評価すべ きとしている。

このような前提で , 上記答申では次のよう な方向付けをしている。

第1に経済的分野では,農業者の所得向上のため,農産物販売力を強化すること,リス

ク・不確実性への対応を改善すること(収穫 物保険,リスク管理機関設置等),非食用農産 物への支援等が提案された。第2に,共同, あるいは法人組織の農業経営体が増加してい ることを受け,農業経営体,特に法人組織の 経営体が安定した地位を保てるよう,その構 成員の個人資産と経営体の経営資産の分離を 進め経営体が個人から独立した永続的な経済 単位となる方策を講じること,経営体として の承継の制度を整備すること,法人による経 営に当たり障害となっている税制, 社会保険, 法律制度を改善すること等を提案した。なお 牛乳生産割当,単一支払い受給権などを含め て農業経営体を評価する農業経営資産制度 (fonds agricole) 導入については賛否両論が あり, 答申では明確な方向性は示されなかっ た。また, 畜産業等で経営者が休暇を取りや すい環境を作るよう,代行サービス利用の条 件整備を求めた。第3に,農地政策では,経 営規模・権利移転の規制(構造規制)の緩和, 賃貸借制度見直し等を提案した。農地の賃貸 借については,両当事者の合意等一定の条件 の下で第3者に賃貸借契約を譲渡できるよう 制度改正をすることを提案した。その他,地 域圏(州)・県・町村の役割の見直し,環境 保全への貢献等についても提案が行われてい

農業省は,共通農業政策改革の実施に併せて,2006年1月から新基本法を施行出来るよう,本年5月頃に法案を決定し,6月中に議会での審議に入りたいとしている。

今回は60年基本法の基本的な概念を見直そうというもので,60年基本法制定以来最も大幅な制度見直しと考えられている。全国各地での議論では,今回の見直しの重要な論点である農業経営資産制度(fonds agricole),農地の賃貸借契約の譲渡,構造規制緩和などに対して農業者側に慎重かつ保守的な意見が強かったと伝えられており,法案の検討,議会審議の中でこの意見の隔たりがどのように埋められるか注目される。